

平成25年度 第4回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(大規模修繕及びグループホーム・短期入所創設 書類審査)

- 開催日時 : 平成26年2月14日 13時00分～17時00分
- 会 場 : 堺市立消費生活センター会議室
- 出席委員 : 会 長 (堺市生活福祉部長) 北田 靖浩
 委 員 (大阪府立大学 看護学部 准教授) 和泉 京子
 委 員 (大阪府立大学 人間社会学部 教授) 関川 芳孝
 委 員 (堺市長寿社会部長) 石井 孝美
 委 員 (堺市障害福祉部長) 南 正己
- 事務局 : (健康福祉総務課) 林 直樹 他
- 事業課 : (障害者支援課) 藤原 明博 他
- 案件名 : (1) 大規模修繕に係る書類審査及び選定について
 (2) グループホーム及び短期入所施設創設に係る書類審査及び選定について

発言者	内 容
事務局	開会 平成25年度 第4回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。 本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	配布資料の確認
事務局	会長及び委員紹介
事務局	定足数報告
事務局	各委員に応募法人からの接触等の有無確認
委員	<該当者なし>
事務局	案件説明
会長	職務代理者の指名 石井委員を職務代理者に指名します。

事務局	審査会趣旨及び目的と守秘義務についての説明
会長	案件審議 それでは「大規模修繕の書類審査」の審査方法（案）及び審査基準（案）について、事業課から提案・説明をお願いします。
事業課	それでは、「大規模修繕」の審査方法（案）及び審査基準（案）について、説明させていただきます。 「法人等の運営の適格性」、「土地・建物・資金計画に関する事項」、「整備の必要性」「運営に関する事項」にて合計２００点となっております。 ２００点満点中、基準点は１００点です。 各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく概要説明に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、配点の範囲内で点数付けしていただきます。大規模修繕案件については、今回各委員の皆さまに１件を選定していただきます。 応募法人が１件ですので順位付けは行わず、対象外となる場合以外は自動的に当該応募法人を審査会としての選定法人として決定いたします。 ただし、各委員による評価点が基準点１００点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外とし、これを選定しないこととされており、これについては順位付けも行わないことになっております。 「大規模修繕」の審査方法（案）及び審査基準（案）についての説明は以上です。
会長	審査方法（案）及び審査基準（案）の説明についてはよろしいでしょうか。 なにか質問等がありますか。
委員	<質問なし>
会長	事業課より示された、大規模修繕の審査方法（案）及び審査基準（案）について承認することに異議ありませんか。
委員	<異議なし>
会長	異議なしと認め、審査方法及び審査基準を原案のとおり承認します。
会長	それでは、大規模修繕の書類審査に入ります。なお、本日の書類審査は、時間の関係上、できれば概要説明と質疑で１法人あたり５０分程度で行いたいと思います。各委員の皆様方にご協力をお願いいたします。

会長	それでは、ただいまより書類審査を行います。 では、事業課から説明をお願いします。
事業課	大規模修繕全般について説明
事業課	大規模修繕案件について社会福祉法人こころの窓の説明
事業課	修繕予定の施設の説明
会長	以上、大規模修繕の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	(1) 地域における貢献度について確認 (2) 整備の必要性に関する項目について確認 (3) 修繕箇所についての確認 (4) 法人の現有資金状況の確認 (5) 建物の経過年数の確認 (6) 建物における利用者への配慮の確認 (7) 入浴設備についての確認 (8) 就労継続支援B型の平均工賃の確認 (9) 過去3年の監査状況の確認
会長	それでは、「大規模修繕の書類審査について」を終了します。続いて、採点に入ります。これから採点を行っていただきますが、結果については最後に発表いたします。採点をお願いします。 <採点>
会長	審査表を回収し、集計に入ります。 <回収・集計>
会長	ここで、一旦休憩をとりたいと思います。「グループホーム及び短期入所の創設の書類審査」は休憩後行います。
会長	案件審議 それでは定刻になりましたので、「グループホーム及び短期入所の創設の書類審査」を始めたいと思います。「グループホーム及び短期入所創設の書類審査」の審査方法（案）及び審査基準（案）について、事業課から提案・説明をお願いします。

事業課	「障害者福祉施設 創設」の審査方法（案）及び審査基準（案）についてご説明させていただきます。 「法人等の運営の適格性」、「土地・建物・資金計画に関する事項」、「運営に関する事項」にて合計２００点となっております。 ２００点満点中、基準点は１００点です。 各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく概要説明に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、配点の範囲内で点数付けしていただきます。 グループホームについては応募法人が２件ですので、両者の順位付けを行っていただきます。 １位２点、２位１点、といった要領で点数化していただき、２つのグループホーム採点表のそれぞれについて、一番右下の優先順位及び順位点を記入してください。 これを集計することで審査会としての順位を決定いたします。 なお、順位点に同点が出た際には、その同点のものについて、各委員による評価点を集計し、これが高いものから順に上位といたします。 短期入所については応募法人が１件ですので順位付けは行わず、対象外となる場合以外は自動的に当該応募法人を審査会としての選定法人として決定いたします。 ただし、グループホーム、短期入所のいずれも各委員による評価点が基準点１００点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外とし、これを選定しないこととされており、これについては順位付けも行わないことになっております。 「グループホーム及び短期入所」創設の審査方法（案）及び審査基準（案）についての説明は以上です。
会長	審査方法（案）及び審査基準（案）の説明についてはよろしいでしょうか。なにか質問等がありますか。
委員	<質問なし>
会長	事業課より示された、グループホーム及び短期入所創設の書類審査の審査方法（案）及び審査基準（案）について承認することに異議ありませんか。
委員	<異議なし>

会長	異議なしと認め、審査方法及び審査基準を原案のとおり承認します。
会長	それでは、グループホーム及び短期入所創設の書類審査の書類審査に入ります。なお、本日の書類審査は、時間の関係上、できれば概要説明と質疑で1法人あたり50分程度で行いと思います。各委員の皆様方にご協力をお願いいたします。
会長	それではまず、グループホームの書類審査から行います。 では、事業課から説明をお願いします。
事業課	グループホーム全般の説明 グループホーム創設案件について社会福祉法人堺あけぼの福祉会、社会福祉法人障友会の説明 整備予定の施設について説明
会長	以上、グループホーム創設の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	(1) 選定における優先順位のつけ方について確認。 (2) 整備後の施設の支援体制、職員配置について確認。 (3) 法人内研修の実施状況について確認。 (4) 整備後の受け入れる利用者像の確認。 (5) 監査指摘事項の確認 (6) 立地場所についての確認
会長	それでは、「グループホーム創設の書類審査について」を終了します。続いて、採点に入ります。これから採点を行っていただきますが、結果については最後に発表いたします。採点をお願いします。 <採点>
会長	審査表を回収し、集計に入ります。 <回収・集計>
会長	続きまして、「短期入所創設の書類審査」を行いたいと思います。事業課から説明をお願いいたします。
事業課	短期入所創設全般について説明

	短期入所創設案件社会福祉法人南湖会の説明 整備を予定している施設の説明
会長	以上、短期入所創設の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	(1) 平面図において、居室の間取りの確認 (2) 整備後の受け入れる利用者像の確認 (3) 苦情件数及び内容についての確認
会長	それでは、「グループホーム創設の書類審査について」を終了します。続いて、採点に入ります。採点をお願いします。 <採点>
会長	審査表を回収し、集計に入ります。 <回収・集計>
会長	それでは、集計ができましたので結果を発表いたします。 まずは大規模修繕から発表いたします。 評価点が100点未満の委員は0人でしたので、当審査会として社会福祉法人こころの窓を選定いたします。 この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。
委員	異議なし
会長	続きましてグループホーム創設の結果を発表いたします。 こちらは、順位を発表させていただきます。 第1位 社会福祉法人堺あけぼの福祉会 第2位 社会福祉法人障友会 どちらも基準点を満たしておりますので、社会福祉法人堺あけぼの福祉会、社会福祉法人障友会ともに選定いたします。 この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。

	うか。
委員	異議なし
会長	最後に短期入所の創設でございますが、評価点が１００点未満の委員は０人でしたので、当審査会として社会福祉法人南湖会を選定いたします。 この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。
委員	異議なし
会長	本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。
事務局	閉会